

【誤りやすい事例 ㊟ - 申告書第 11 表関係 - 】

保険事故が発生していない生命保険契約（本来の相続財産：契約者が被相続人）

私（税務幸子）は、父（国税一郎）の死亡保険金として、△△生命から2,500万円を受け取りました。このほか、△△生命との間には、父が契約者で保険料を負担し、私を被保険者とする生命保険契約があります。

なお、この生命保険契約については、私が契約者の地位を引き継いでおり、また、相続開始の時に、その契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金相当額は450万円となっています。

生命保険金などの明細書 被相続人 国税 一郎 第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

| 保険会社等の所在地 | 保険会社等の名称 | 受取年月日 | 受取金額 | 受取人の氏名 |
|------------|----------|-------|-------------|--------|
| △△区〇〇2丁目×番 | △△生命 | ▲7・11 | 25,000,000円 | 税務 幸子 |

○相続時精算課税
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

| 遺産の分割状況 | 区 分 | | | 受取金額 | 受取人の氏名 |
|---------|--------|--------|---------|------|--------|
| | 1 全部分割 | 2 一部分割 | 3 全部未分割 | | |
| | | | | | |

第11表 (令和〇〇年)

誤

第9表に支払を受けた保険金2,500万円を記入しました。

なお、父が契約者で保険料を負担し、私を被保険者とする生命保険契約については、その契約に係る保険金は受け取っておらず、相続税の課税対象とはならないと考え、第9表及び第11表には記入しませんでした。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

生命保険金などの明細書 被相続人 国税 一郎 第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

| 保険会社等の所在地 | 保険会社等の名称 | 受取年月日 | 受取金額 | 受取人の氏名 |
|------------|----------|-------|-------------|--------|
| △△区〇〇2丁目×番 | △△生命 | ▲7・11 | 25,000,000円 | 税務 幸子 |

○相続時精算課税
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

| 遺産の分割状況 | 区 分 | | | 受取金額 | 受取人の氏名 |
|---------|--------------|--------|-----------|-------|-----------|
| | 1 全部分割 | 2 一部分割 | 3 全部未分割 | | |
| その他の財産 | 生命保険契約に関する権利 | △△生命 | 4,500,000 | 税務 幸子 | 4,500,000 |

第11表 (令和〇〇年)

正

相続開始の時に、保険事故（被保険者の死亡など）が発生していない生命保険契約であっても、被相続人（父）が契約者で、かつ、保険料を負担している場合には、第11表に被相続人の本来の相続財産である「生命保険契約に関する権利」として解約返戻金相当額を記入します。

○ 「生命保険契約に関する権利」の評価

相続開始の時に、まだ保険事故が発生していない「生命保険契約に関する権利」の価額は、相続開始の時に、その契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金相当額によって評価します。

なお、一定期間内に保険事故が発生しなかった場合において、解約返戻金等の支払がない生命保険契約（いわゆる掛捨て型の生命保険契約）については、生命保険契約に関する権利の対象となりません。

※ 解約返戻金相当額は、契約先である生命保険会社などに照会し、確認してください。